

総会終了後の事務手続きについて

総会終了後、所管行政庁への届出など各種事務手続きが発生します。主な事務手続きは次のとおりです。

1. 所管行政庁への書類提出

☒ 決算関係書類提出書の提出

通常総会終了後 2 週間以内に、決算関係書類及び事業報告書に総会議事録を添えて、所管行政庁へ提出することが規定されています。

☒ 役員変更届書の提出

総会において役員の変更があった場合や役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更日から 2 週間以内に、変更した事項を記載した書面等必要書類に総会・理事会議事録を添えて、所管行政庁に届出を行うことが規定されています。

☒ 定款変更の認可申請

定款の変更は、所管行政庁の認可を受けなければなりません。総会において、定款変更を決議した場合には、定款変更認可申請書に「① 変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③総会議事録」を添えて、速やかに所管行政庁に申請する必要があります。

管行政庁へは中央会を経由して提出しますので 本会に提出してください。

- 決算関係書類提出書及び役員変更届書については 2 部(所管行政庁宛 1 部 + 本会宛 1 部)。
 - 定款変更認可申請書については 3 部(所管行政庁宛 2 部 + 本会宛 1 部)。
 - **所管行政庁によっては PDF データ(1 部)での提出が可能です。**
- ご不明な際は本会までご相談ください。

☒ 押印手続きの廃止に伴う組合各種申請・届出等の押印省略

令和 2 年 12 月 28 日に、押印手続の見直しに関する「中小企業等協同組合法並びに中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布・施行されました。この省令(施行規則)の改正によって所管行政庁への認可申請や届出に関する様式(鑑)への押印は不要となりました。

届出・認可種別	当該書類	取扱い
決算関係書類提出書	鑑様式	押印不要
	通常総会議事録	押印不要 ※定款で押印を求めている場合に限る。
役員変更届書	鑑様式	押印不要
	理事会議事録	議長・出席理事押印
定款変更認可申請書	鑑様式	押印不要
	総会議事録	押印不要 ※定款で押印を求めている場合に限る。
	割印・捨印	押印不要
	袋とじ	不要

総会議事録の取り扱いについては、定款(総会の議事録)に記載されているとおりに処理する必要があるあります。

下表のパターン 1 の場合、総会議事録への署名又は記名押印は、義務化されていませんが、議事録としての信用性を担保する意味でも、従来通りの出席理事の記名押印、又は、議事録の作成に係る職務を行った理事の記名押印(例:議事録作成者理事 ○○○○ 印)をご検討ください。

記名押印をした議事録を作成した場合は、認可行政庁には押印した議事録のコピーをご提出ください。

<パターン 1>	<パターン 2>
【定款例】 (総会の議事録) 第〇条 総会の議事録は、 <u>書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</u> とある場合は、以下のようになります。	【定款例】 (総会の議事録) 第〇条 総会の議事録は、 <u>議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。</u> とある場合は、 これまでのように署名又は記名押印が必要です。

【総会議事録例】 第〇号議案 ○○○○ 決定の件 議長は、○○○○に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させ、これを議場に諮ったところ、質疑応答ののち、満場異議なく原案どおり可決、決定した。 以上をもって令和〇年度〇〇総会の議案全部の審議を終了したので、議長は退任の挨拶を行い、司会者から閉会を告げ散会した。時に午前(後)〇時〇分。 令和〇年〇〇月〇〇日 ○○○○組合 令和〇年度〇〇総会 議長理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印 【削除可】	【総会議事録例】 第〇号議案 ○○○○ 決定の件 議長は、○○○○に原案を朗読させ、その内容を詳細に説明させ、これを議場に諮ったところ、質疑応答ののち、満場異議なく原案どおり可決、決定した。 以上をもって令和〇年度〇〇総会の議案全部の審議を終了したので、議長は退任の挨拶を行い、司会者から閉会を告げ散会した。時に午前(後)〇時〇分。 令和〇年〇〇月〇〇日 ○○○○組合 令和〇年度〇〇総会 議長理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印 出席理事 ○○○○ 印
--	--

2. 税務申告と納税

原則、事業年度終了後2か月以内に、通常総会で承認を受けた決算に基づいて、法人税、消費税の確定申告を行い、納税します。

3. 変更登記申請手続き

登記の申請は、組合等の代表者又はその代理人が自ら登記所(法務局)へ持参する方法のほか、郵送や商業 法人登記のオンラインによる申請も可能となっています。変更登記を要する主な事項は次のとおりです。

出資総口数及び払込済出資総額変更登記	提出期限：事業年度終了後4週間以内 ポイント：①都度毎に変更登記が可能ですが、事業年度終了後にまとめて行うことも可能です。②添付書類として変更を認める監事の証明書が必要です。
代表理事変更登記	提出期限：変更後2週間以内 ポイント：①代表理事が変わらず重任しても登記申請は必要です。②就任承諾書は理事会の議案で役付き理事等の選任を行い、議事録に「それぞれ就任を承した。」と記載すれば、添付不要となります。 ※登記申請書に「代表理事の就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用する。」という記載をしてください。
事務所の変更登記	提出期限：移転日から2週間以内 ポイント：①他の市町村に移転する場合など、事前に定款変更が必要になります。 ②定款変更認可申請を行う場合は、事前に総会での決議が必要です。
その他(名称、地区、公告、事業)の変更登記	提出期限：定款変更認可書到達後2週間以内 ポイント：登記期限は認可日ではなく、認可書が届いた日から起算しますのでご注意ください。